町田市原油価格等高騰対策事業者給付金 <申請案内>

原油価格等高騰の影響を受けた市内中小企業者を支援するため、直近1年間に支払った水 道光熱費(電気料金、ガス料金、水道料金)及び燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油等) に要した経費に応じて給付金を支給します。

1 概要

(1) 対象者(共通条件)

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者※1~2

- ①町田市内に事業所があること**3
- ②事業を継続する意思を有していること**4
- ③町田市が同じ目的で実施する、下記の原油価格・物価高騰に関する給付金等と重複して 受給していないこと
 - 交通事業者燃料価格高騰対策支援事業
 - ・介護・障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
 - ・保育園・幼稚園等物価高騰対策支援事業
 - 物価高騰対策農業者支援事業
 - 公衆浴場燃料価格等高騰対策臨時支援事業
 - %1 給付金申請日時点において、次の(1)、(2)のいずれかを満たす中小企業者をいいます。
 - (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(法人又は個人)

主な業種	資本金額 又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

- (2) 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する 従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉 法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象(た だし、収益事業を行っており、法人税の確定申告を行っている場合に限る。)。
- ※2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教団体等は対象外。
- ※3 法人事業者は、「本店」又は「本社」が市外でも、「支店」や「営業所等」が町田市内にある場合は対象(ただし、支店等における水道光熱費や燃料費が分かる書類を提出ができる場合に限る。)。また、個人事業者は、町田市内に事業所の所在地がある場合が対象。
- ※4 2022年12月1日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も町田市内で事業継続の意思があること。

(2) 対象者(個別条件)

次の①から⑤のいずれかの条件に該当する事業者

		直近決算期の確定申告を終えた法人事業者				
	- 法人	直近の決算額で水道光熱費と燃料費が1年分あり、その合計額が5万円以上であること				
		新規創業等の理由から、決算書上の対象経費が1年分に満たない法人事業者				
2		直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以 上であること				
		令和3年分の確定申告を終えた個人事業者				
3	- 個人	令和3年分の決算額で水道光熱費と燃料費が1年分あり、その合計額が5万円以上であること				
		新規創業等の理由から、決算書上の対象経費が1年分に満たない個人事業者				
4		直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以 上であること				
5	法人	転入時期により決算書に記載された町田市内の事業所における対象経費が 1年分に満たない事業者				
	個人	直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以 上であること				

(3)給付対象費

町田市内の事業所において直近1年間に事業用で支払った下記費用の合計額

- 水道光熱費
- ・燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油等)

※直近の決算書、総勘定元帳の写しで、対象経費を確認します。

(4)給付額

直近1年間に事業用で支払った水道光熱費及び燃料費の合計に応じた給付額

- ※水道光熱費と燃料費の合計が5万円未満の場合、給付対象ではありません。
- ※1事業所あたりの給付額の上限は10万円です。
- ※事業所が複数ある場合は、市内にある事業所ごとに給付額を計算した上で、 合算します。

直近1年間に事業用で支払った 水道光熱費及び燃料費の合計	1事業所あたりの 給付額
5万円以上 10万円未満	1万円
10万円以上 20万円未満	2 万円
20万円以上 30万円未満	4 万円
30万円以上 40万円未満	6 万円
40万円以上 50万円未満	8 万円
50万円以上	10万円

給付額は、水道光熱費及 び燃料費の合計に応じて、 1事業所あたりで計算した 金額となります。 (例) 市内事業所で、直近1年間に事業用で支払った水道光熱費と燃料費の合計が、

40,000円の場合 ⇒ 給付対象外

360,000円の場合 ⇒ 給付額 6万円

600,000円の場合 ⇒ 給付額10万円

2 申請

(1)申請期間

2022年10月17日(月)10:00~12月16日(金)17:00 ※郵送の場合は消印有効

※予算額に達し次第、申請受付を終了する場合があります。

(2)申請方法

オンライン申請

※単独事業所申請(事業所が市内に1か所の場合)に限らせていただきます。

・郵送申請(事前予約による窓口受付可)

※窓口での相談・申請は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前予約 のみとさせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

<町田市原油価格等高騰対策事業者給付金 窓口>

東京都町田市原町田6-4-1 町田東急ツインズ ウエスト7階 JTB内

※受付期間:10月17日(月)~12月16日(金) 受付時間:(窓口)平日 10:00~17:00

(電話) 平日 9:00~17:00

電話番号:042-732-5850

(3) 申請先

①オンライン申請

町田市原油価格等高騰対策事業者給付金ホームページ URL: https://machidacci.jp/



②郵送申請

申請書類一式を揃えた上で、以下の宛先に郵送してください。郵送にあたり、レターパック等、郵送物の追跡ができる方法を推奨します。郵送費用は申請者負担です。

く宛先>

〒194-8799 町田郵便局留め

町田商工会議所

町田市原油価格等高騰対策事業者給付金 事務局 宛

T194-8501

受取人住所

東京都町田市原町田6-4-1

町田東急ツインズ ウエスト7階 JTB内

電話番号:042-732-5850

※必ず

「町田郵便局留め」 と朱書きで大きく ご記載ください。

(4) 申請書類の入手方法

申請書類は、「町田市原油価格等高騰対策事業者給付金ホームページ」からダウンロードできます。また、給付金事務局、町田商工会議所、町田市役所 産業政策課(9階907窓口)、各市民センターで申請書類を配布しています(配布場所を追加した場合は、それぞれのホームページ等で随時ご案内します)。

(5) 申請に関する注意事項

- ①申請書類は、原則A4サイズ、片面印刷したものをご提出ください。
- ②申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出や確認のご連絡をするため、支払いに時間を要する場合があります。「申請時チェックシート」を利用して、申請書類を必ず確認してください。
- ③ご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- ④偽り、その他不正な手段により給付金を受けた場合、返還いただきます。

(6)申請書類

※申請書類は、原則、A4サイズで用意してください。

書類番号		必要書類		備考
	1	町田市原油価格等高騰対策事業者給付金 交付申請書(様式第1号)	原本	
	2	申請事業者確認書(様式第2号)	原本	
	3	振込口座が分かる書類	写し	・振込先口座通帳の見開き 1 ページ目と 2 ページ目の コピー(金融機関名、金融 機関コード、支店名、支店 コード、預金種別、口座番 号、口座名義(カナ)がわ かる箇所)を必ず添付して ください。
	4	給付額計算書(様式第3号)	原本	事業所ごとに作成し、根拠 書類として8、9、10、 11の追加書類を添えて ください。
	5	申請書類チェック表(様式第4号)	原本	事業所ごとに、申請書類の 不足がないか必ず確認し てください。
	6	アンケート(様式第5号)	原本	

法人事業者の追加書類	7	履歴事項全部証明書の写し	写し	・法務局の証明印があり、かつ3か月以内に発行されたもの。
	8	 <個別条件①に該当、または個別条件②、 ⑤で確定申告を終えている法人事業者> 直近の確定申告書の写し(下記の3点) ・法人税確定申告書の別表一の写し ・決算報告書の「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書」、「製造原価報告書(作成している事業者のみ)」の写し ・法人事業概況説明書 	写し	・直近の確定申告書とは、直 近1期分を指します。 ・確定申告書に税務署の収受 印が押印されているか、e 一TAX で申告した場合は受 付日時が印字された受信通 知の添付が必要です。 ・次ページの留意事項を必 ずご参照ください。
	9	<個別条件②、⑤に該当する法人事業者> 対象となる水道光熱費、燃料費が分かる書 類(該当年月・申請者情報(住所・氏名) の記載がある総勘定元帳の写し)	写し	・次ページの留意事項を必 ずご参照ください。
個人事業者の追加書類	10	 (個別条件③に該当、または個別条件④、 ⑤で確定申告を終えている個人事業者> 令和3年分の確定申告書の写し ・青色申告:確定申告の第一表、青色申告決算書一式の写し ・白色申告:確定申告の第一表、収支内訳書一式の写し 	写し	・直近の確定申告書とは、令和3年分の申告書を指します。 ・確定申告書に税務署の収受印が押印されているか、eーTAXで申告した場合は受付日時が印字された受信通知の添付が必要です。 ・次ページの留意事項を必ずご参照ください。
	11	<個別条件④、⑤に該当する個人事業者> 対象となる水道光熱費、燃料費が分かる書 類(該当年月・申請者情報(住所・氏名) の記載がある総勘定元帳の写し)	写し	・次ページの留意事項を必 ずご参照ください。
	12	開業届の写し	写し	・令和4年1月1日以降に 創業した個人事業者のみ。

(留意事項)

- ・書類が申請者のものと判別できるように、書類の余白に申請者の法人名(個人は屋号)と住所、氏名(代表者)を記入してください。
- ・対象経費(水道光熱費、燃料費)を他の勘定科目に計上している事業者、及び個別条件の②、④、⑤に該当する事業者は、対象経費の領収書や請求書ではなく、対象経費が明記され金額が分かる総勘定元帳の写しを提出してください。
- ・事業所が複数ある場合は、市内事業所のみが対象です。

また、事業所ごとに計算した対象経費が5万円以上の事業所のみが対象となります。 対象となる事業所ごとに対象経費が明記され、金額が分かる書類(領収書や請求書で はなく、総勘定元帳の写し)を添付してください。

3 申請受付後の流れ

(1)申請書類の確認、審査

申請書類が揃っているかを確認し、対象条件や対象経費が適切であるか等を審査します。 資料の不足や不明な点等が発生した場合は、申請書に記載された連絡先等に問い合わせい たします。

(2) 給付金の支払

書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、約1か月後にご指定の振込口座へ入金し、 指定口座への入金をもって、給付金の交付決定といたします。

なお、申請の混雑状況によっては入金まで時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

また、不給付の場合は別途通知いたします。

4 よくあるお問い合わせ

Q 1. この給付金は、町田市が同じ目的で実施する給付金等を重複申請できますか?

- A1. 町田市が同じ目的(原油価格等高騰に対する事業者等支援のため)で実施する、以下 の原油価格・物価高騰に関する給付金等と重複して申請することはできません。
 - ′・交通事業者燃料価格高騰対策支援事業
 - ・介護・障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
 - ・保育園・幼稚園等物価高騰対策支援事業
 - 物価高騰対策農業者支援事業
 - 公衆浴場燃料価格等高騰対策臨時支援事業

※各支援事業の詳細につきましては、町田市ホームページでご確認ください。

Q2. 申請日時点で事業を辞めている場合は対象になりますか?

A2. 対象になりません。

2022年12月1日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も町 田市内で事業継続する意思があることが条件です。

Q3. 個人事業主は、対象になりますか?

A3.個人事業主(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)も対象になります。 申請の際に添付していただく、確定申告書にて確認させていただきます。

Q4. 個人事業者ですが、雑所得で確定申告をしていますが対象となりますか?

A 4. 事業所得又は不動産所得として確定申告されていない場合は対象外です。

Q5. 個人事業者で、不動産収入のみの場合は対象となりますか?

A 5. 対象となります。ただし、町田市内に物件があることが条件になります。

Q6. 会社を経営していますが、個人でも事業をしています。それぞれの事業主として、 2つを申請することは可能ですか?

A 6. ひとりの事業主が会社と個人事業を営んでいる場合、それぞれの事業主として2つを申請することが可能です。

ただし、法人事業者の場合は1法人格あたり1回の申請となり、個人事業者の場合は 1個人あたり1回の申請となります。

Q7. この給付金は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人は対象となりますか?

A7. 対象になります。

個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象となります(ただし、収益事業を行っており、法人税の確定申告を行っている場合に限ります)。

Q8. 対象とならない業種等はありますか?

A8. 政治活動や宗教活動に関する団体は対象になりません。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」や、該当営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者のほか、代表者や役員、使用人その他の従業員等が、町田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団関係者も対象外となります。

Q9. 市外に住んでいますが、事業所が町田市内にあります。対象ですか?

A 9. 町田市内に事業所があることが要件となりますので、対象です。 ただし、「支店」や「営業所等」の水道光熱費や燃料費が分かる書類の添付が必要です。

Q10. 最近、町田市に事業所を移してきましたが対象となりますか?

A10.2022年12月1日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も 町田市内で事業継続する意思があれば対象になります。

Q11. 町田市内に複数の事業所を有していますが、事業所ごとに申請できますか?

A11. 事業所が複数ある場合は、直近1年間に事業用で支払った、町田市内の事業所ごと の水道光熱費及び燃料費の合計に応じた給付金を申請することができます。 なお、事業所ごとの給付金をまとめて1回で申請していただきます。

Q 1 2. 最近創業したため、決算書に記載されている経費が1年分ありません。どうすればいいですか?

A12. 創業時期により決算書に記載された対象経費が1年分に満たない場合、直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額が、5万円以上である場合でも対象とします。この場合、個別条件②または④に該当するため、対象経費が分かる根拠書類(総勘定元帳の写し)を提出してください。

Q13. 法人事業者ですが、新規に創業したため確定申告をまだ行っていません。対象となりますか?

A13. 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額が、 5万円以上である場合対象とします。この場合、個別条件②に該当するため、対象 経費が分かる根拠書類(総勘定元帳の写し)を提出してください。

Q14. 個人事業者ですが、今年になってから創業したため確定申告をまだ行っていません。対象となりますか?

A14. 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額が、 5万円以上である場合対象とします。この場合、個別条件④に該当するため、対象経 費が分かる根拠書類(総勘定元帳の写し)を提出してください。

Q 1 5. 決算書の勘定科目に燃料費を計上していませんが、ガソリン代を旅費交通費に計上しています。対象となりますか?

A15. 対象となります。燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油等)を燃料費以外の勘定科目(旅費交通費、車両費等)に計上している場合、その勘定科目において、対象経費であることを摘要欄に明記するなど、明確な根拠書類(総勘定元帳の写し)を提出していただくことで対象となります。

Q16. 直近の確定申告とはいつの申告書ですか?

A16. 直近の確定申告とは、個人事業者の場合、令和3年分の申告書となります。法人事業者の場合は、直近1期分の申告書となります。

Q17. 確定申告書に収受印が押印されていない書類でも申請できますか?

A17. 原則として、確定申告書には収受印が押印(税務署においてe-TAXにより申請した場合は受付日時が印字)されていることが必要です。e-TAXによる申請の場合は、電子申告受付日時が印字されているか、受信通知の添付が必要です。

Q18. いわゆる「ネット銀行」を利用しており、通帳等がない場合はどうしたらよいで すか?

A18. 口座情報 [金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)] の分かる画面のコピーを提出してください。

Q19. インターネット環境がない場合は、どこで申請書を入手できますか?

A19. 申請書をホームページからダウンロードできない方には、給付金事務局、町田商工会議所、町田市役所 産業政策課、各市民センターで申請書をお渡しします。

Q20. 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか?

A 2 0. 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、 レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

Q21. 郵送での申請が難しいため、窓口で申請を手伝ってくれませんか?

A 2 1. 感染予防対策のため、原則、オンライン申請か、郵送申請としています。やむを得ず郵送で申請できない場合、「町田市原油価格等高騰対策事業者給付金事務局」に 事前予約することで窓口にて申請を受付します。

Q22. 給付までにどのくらい時間がかかりますか?

A 2 2. 書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、約 1 か月後に指定口座へ入金します。 なお、申請の混雑状況や申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出や確認 作業により、支払いに時間を要する場合があります。